

本多安房殿  
前田佐渡殿  
奥村登岐殿  
奥村伊豫殿

右は貞享三年也。

自他群書に云ふ。一柳監物殿縮所は、宮腰廣岡之邊、今の  
前田中務・三田村如水・三田村主計屋敷、其外明地の所也。此  
所に其監居所を構へ、町奉行里見七左衛門・岡田十右衛門  
守護す。常住勤番之侍、定番馬廻彼所に詰めて警固す。或  
は年中或は月代りに勤之。足輕以下また勤番す。然る處貞  
享三年に籠居御赦免有りて、右番人等被指止、四隅番所之  
内三ヶ所は監物殿家來三人に被下と也。とあり。田邊政己  
の一柳監物殿御預始末記に云ふ。居所を城西宮腰口廣岡邊  
に構ふ。其居所を構ふる間は、城外蓮池の亭へ入置かると  
云ふ。今其跡を尋ぬるに、木、新保御畑の地是なりと。或は  
云ふ。其地二千歩許と。其隣後嶋主馬清久邸も、左兵衛の  
時享保九年、本高二千五百石當り七百五十歩拜領すと云ふ  
も此の舊地なり。且右圍の門は、今の玉井勘解由貞矩邸表

門と町家との間にあり。或は云ふ。二重圍にて、外圍の内  
に番所あり。内圍の内は家士・女までの由と也。又云ふ。元  
祿十五年八月監物殿卒去後、居亭賣却と成る。此時人々見  
物にも罷越す。書院は淨シャウ寺に建つると云ふ。今按ず  
るに、淨シャウ寺は傳馬町の淨照寺ならんか。

○一柳監物直興傳

藩翰譜に云ふ。一柳は、人皇七代孝靈天皇の御子伊豫皇子  
の御末河野四郎越智通信が末葉也。始め河野が一族伊豫國  
を去りて美濃國に來り、當國の守護土岐家に仕ふ。主の姓  
を給はりて源氏に成り、一柳とぞ名乗りける。又右衛門尉  
直高が時に至りて、美濃國厚見郡を領す。男子二人あり。  
兄は市介直末、弟は四郎左衛門直盛と申しけり。直末家を  
繼ぎ、織田殿に仕へ、後秀吉に屬し、北畠殿との軍起り、  
天正十二年の夏、美濃國竹が鼻城を攻落し、直末に賜ひ、  
二萬石、伊豆守に任じ、同十八年北條を討たれし時、直末  
山中城の先がけして討死す。弟直盛して其家を繼ぎ、監物  
になされ、尾張黒田城に移る。慶長五年秋徳川殿に隨ひ奥  
にむかひ、又上方の軍に高名せしに依りて、勳賞して伊勢

國神戸城を給ふ。抑、伊豫國は累代先祖の領せし國なれば、  
彼國にて所領賜はり、永く子孫に傳へばやと望申して卒し  
ければ、寛永十三年彼の望に任せて、嫡子丹後守直重伊豫國  
新居郡西條に住し、三萬石を領す。其子監物直興家を繼ぎ、  
舍弟半彌直照に所領五千石を分つ。直興後に罪蒙りて、寛  
文五年七月廿九日加賀國へ流されて、加賀守綱紀卿に預け  
られて家絶えぬ。禁裏修造の時、直興も役に隨ひしが、造  
事の内ひそかに豫州へ下りて、遷幸の時に臨みて京師にあ  
らず。平日不行跡の聞え多く、所領の地没收せられぬ。と  
あり。按ずるに、其の罪科の事は、淡海拔萃に如左載せら  
り。

一、二萬五千石 伊豫國西條城主 一柳監物直興

右監物事、七月廿九日評定所召之被仰渡次第、去年禁  
中御作事出來御移徙之刻、上京可仕旨被仰出候處、不能  
其儀。且又當四月上旬可致參勤管之處、五月末迄令延引。  
其上在所之仕置惡敷、百姓等數多一度に致殺害、旁以不屈  
被思召候。依之領知被召上之、松平加賀守へ御預け被成  
候者也。

又林信篤の所撰の除邑録には、三萬石一柳監物直興。伊豫  
國川上邑。寛文五年八月二日。座禁裏修築之役愆期。及家  
事不正。及參府失期。流于加賀國金澤。邑除。とあり。右  
三萬石となし、また八月二日に係けたるは誤りなるべし。  
又自他群書には、寛文七年六月九日久世大和守殿へ前田對  
馬爲御使罷越し、伊豫西條城主一柳監物殿御不審之品々  
被仰渡。

一、參勤之致遲滯、其上當地參着之同日、御老中へ一度案  
內有之、其以後は今日迄兎角之儀不被申越候事。

一、禁中御普請之手傳被仰付、御普請初并御移徙之刻者、  
前廉に被致、上京候様被仰渡候處、御移徙之翌日上京背  
上意候事。

一、貧家禮、百姓あたり惡、困窮仕、其外好色世に勝、不作  
法成事。

一、所持之金子拾六萬七千兩。

右御條敷を以て領地被召上、綱紀卿に御預け、加州金澤へ  
籠居。家來高嶺十郎右衛門・齋藤主稅・崎田伊織・澤治左衛  
門、今一人相從へ、十月道中警固として、淺井源右衛門・半